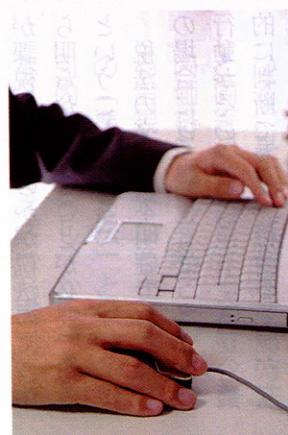


## ■特集



度中の税務訴訟の係属件数は、合計742件となっている。

そのうち、平成19年度に終結した訴訟件数は387件で、原告が一部勝訴ないしは全部勝訴した件数は55件、訴訟終結件数に対する原告勝訴の割合（勝訴率）は14・2パーセントである。

平成18年度の原告勝訴率は17・9パーセント、平成17年度は9・3パーセントであり、これを見ると、近年の原告勝訴率は、10パーセントを大きく超えるようになってしまっている。

この理由として、近時の判例を見ていると、裁判所が事案を検討する際のポイントとして、いくつかの傾向が伺われるよう思われる。

まず、大きな傾向として言えるのは次の点であろう。すなわち、従来の日本の法曹養成のシステムでは、弁護士が税務の専門的な訓練を受ける機会がなかったのと同様、裁判官も税務に関する専門家というわけではないのが実常である。

ところが、課税処分の根拠となる税法も法律である以上、課税庁側の主張のみに頼らずに、裁判所が自ら税法の解釈・適用を行い、通常の民事・商事の訴訟と同様に、判決が出されるようになってきていると思われる。

この理由として、近時の判例を見ていると、裁判所が事案を検討する際のポイントとして、いくつかの傾向が伺われるよう思われる。

まず、大きな傾向として言えるのは次の点であろう。すなわち、従来の日本の法曹養成のシステムでは、弁護士が税務の専門的な訓練を受ける機会がなかったのと同様、裁判官も税務に関する専門家というわけではないのが実常である。

## 特集

## 近時の税務事件判決に見る傾向と対策

## 税務訴訟における私法重視の方向性

鳥飼総合法律事務所  
佐藤香織

## 1. はじめに

税務事件は、莫大な金額の更正処分が行われたといった報道がたびたび行われていることからもわかるように、ここ数年だけでも多数のぼり、それだけ、納税者の関心も高まっていると思われる。経済状態の悪化している近年においては、企業にとって課税処分を受けることは金銭面でも、労力面でも、大変な負担となつていて、思いもよらなかつた指摘が課税庁からなされ、莫大な金額の課税処分を受けたような場合には、争うのか争わないのか、株主に対する説明はどうするのか、といった様々な緊急の対応に迫られるという予期せぬリスクが生じる。

そこで、本稿では、近年公表された判例をもとに、税務訴訟の傾向と対策について、いくつか取り上げたい。

## 2. 近時の税務事件判決に見える傾向

## (1) 税務訴訟は本当に勝てないのか

従前は、税務訴訟では納税者は到底勝てないと考えられていた。

実際の税務訴訟で、申告納税方式による租税の納税義務者が、法定申告期限経過後に売買契約が錯誤により無効であると主張したという事案がある（高知地裁平成17年2月15日判決、高松高裁平成18年2月23日判決（訟務月報52巻12号3672頁）、最高裁平成18年10月6日決定）。

この納税者は、売買契約という私法行為が無効で存在しないのであるから、私法行為に対しても行われる課税もまた存在しないことになる、という主張を行つた。

この事案は、売買の対象となつた有限会社の出資口の評価が低すぎたため、当該売買契約は低額譲渡（相続税法7条）に該当するとして、課税処分が行われたものであるが、その売買契約について納稅者に錯誤無効が成立するか（民法95条）が争点となつた。

これについて、裁判所は、「納稅者らの誤信は、本件売買契約の動機に関わるものというべきであるが、納稅者らの間では、本件売買契約の動機に関わる、多額の贈与税を課されないと認識が、少くとも默示的に表示されているといえる」として、動機の誤認であつてもこれは要素の誤認にあつては、納稅者らの立場や年齢などを考慮して重過失もないと判断

確かに、平成11年度から13年度の納稅者勝訴率は、10パーセントに満たない状態であった（当時のTJC、国税庁、東京国税局の各ホームページのデータより）。

その原因には諸説あるが、大きな理由の一つに、被告である課税庁は国家機関であり、国家機関が間違はずはないという先入観があつたと思われる。

さらに、被告である課税庁の代理人は、「指定代理人」といわれ、課税庁職員や検察官・裁判官といった税務・法務のプロが担当する。

一方、原告である納稅者側は、代理人として弁護士が選任され、も、租税に関する専門的な訓練を受けている弁護士は皆無といつていい状態であり、当時は、税理士補佐人制度も存在しなかつた。

税務訴訟は、このような格差のある状態での戦いを余儀なくされていたのであり、もはや判決が出来前から勝負は決まつていたといつても過言ではなかつた。

しかし、近年、この傾向が変わつてきている。国税庁の平成20年6月発表の「税務統計（平成19年度）」によると、平成19年度中に国側を被告として提起された税務訴訟の件数は345件であり、前年度（平成18年度）から繰越された訴訟件数を加えると、平成19年

して、錯誤無効は成立するとした（注1）。

従来、税負担に関する錯誤、与契約の錯誤無効の主張が認められた事案が出てから（注2）、その後の税務訴訟の流れとして、数は多くはないが民法上の概念である錯誤無効が認められる事案が出てきた。

錯誤無効は事実認定の問題であり、事案により判断が異なることは当然であるが、裁判所としては、まずは私法上の関係を明らかにして、その後、それに対する課税を決めるところがわかれ。この民商法などの私法重視の考え方は、錯誤無効に限らず、いえるものと考える。

## ② 税法の解釈の方法

税法は、侵害規範であり、法的安定性の要請が強く働くため、その解釈においては文理解釈が原則であるとされている（注4）。つまり、どういう場合にどういう税金

が課税されるのが税法の文言から明らかにすることが必要である」ということである。

税法の文言が不明確であるなどの場合には、納税者は、どういう行動がその文言に該当するか一義的に判断できず、行動の予測が立てられず、あるいは思わず課税をされてしまうということになる。税務訴訟においては、税法の大原則である租税法律主義に基づき、税法の解釈がたびたび大きな争点となる。そして、文理解釈においても、私法上の概念は重要なのである。なぜなら、前述のとおり、課税とは私法が規律する私法行為について行われるものだからである。

この点、銀行が海外市場で行ったレポ取引により生じるレポ差額が、所得税法161条6号の「貸付金（これに準ずるものと含む。）」の「利子」に該当するかどうかが争点となつた事案がある（東京地裁平成19年4月17日判決判例時報1986号23頁、東京高裁平成20年3月12日判決金融・商事判例1290号32頁、最高裁平成20年10月29日上告不受理決定）。

裁判所は、この判決の中で、税法の解釈について次のように述べた。

「税法の解釈において使用される用語の用法が通常の用語の

る。

しかし、学説等ではこのように立証責任が分類されているが、実際の税務訴訟においては、納税者は側は、立証責任の有無にかかわらず、裁判所に当該課税処分が違法な立証活動を行つてきた（行わざるを得なかつた）というのが実態であった。また、そのような傾向があつたため、立証責任を大きな争点としてこなかつたという面もある。

このように中、コンピューター・ソフトウェア製品の販売支援などをを行う法人に対する移転価格税制を適用した課税処分の取消を求めた事案において、裁判所は、移転価格税制の立証責任について、次のとおり明確に述べるに至つた（東京地裁平成19年12月7日判決、東京高裁平成20年10月30日判決、納税者勝訴で確定）。

「租税特別措置法66条の4第2項第2号口は、棚卸資産の販売または購入以外の取引について、基本3法に準ずる方法と同等の方法を算定して独立企業間価格を算定していけるところ、この

「準ずる方法」とは、①取引内容に適合し、かつ、②基本3法の考え方から乖離しないことである。

用法に反する場合、当該税法が客觀性を失うことになるため、納税者の予測可能性を害し、また、法的安定性をも害することになることから、税法中に用いられた用語が法文上明確に定義されておらず、他の特定の法律からの借用した概念であるともいえない場合であつても、その用語は、特段の事情がない限り、言葉の通常の用法に従つて解釈されるべきである。」

裁判所はこのように、「税法中に用いられる用語は、言葉の通常の用法に従つて解釈されるべき」、すなわち、税法上に定義規定がない場合であつても、その用語については、税法独自の解釈ではなく、通常の取引などで使われている用法に従つた解釈を行うべきということを明らかにしたものと考えられる。

なお、借用概念（民法や商法の分野で用いられている用語と同じ用語が税法上も用いられている場合）の解釈についても諸説あるが、法的安定性の観点から、民法・商法における解釈と同様の解釈をすべきであろう（注5）。

このように、税務訴訟において税法の解釈が問題となつた場合に、近年は、民法・商法といった私法に基づく解釈が重視される傾向が強くなつてきているように思われる。

「税法の解釈において使用される用語の用法が通常の用語の解釈するのが相当であり、また、「同等の方法」とは、それぞれの取引の類型に応じて、基本3法と同様の考え方に基づく算定方法を意味するものであると解されるから、結局、「基本3法」とは、棚卸資産の販売または購入以外の取引において、それぞれの取引の類型に応じ、取引内容に適合し、かつ、基本3法の考え方から乖離しない合理的な方法をいうものと解するのが相当である。そして、本件算定方法が租税特別措置法66条の4第2項第2号口所定の再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法に当たることは、課税根拠事実ないし租税債権発生の要件事実について主張立証責任を負うものというべきである。」

このように中、コンピューター・ソフトウェア製品の販売支援などをを行う法人に対する移転価格税制を適用した課税処分の取消を求めた事案において、裁判所は、移転価格税制の立証責任について、次のとおり明確に述べるに至つた（東京地裁平成19年12月7日判決、東京高裁平成20年10月30日判決、納税者勝訴で確定）。

④租税回避目的のある事案への傾向

税務訴訟では、「租税回避の目的の有無」が争われ、それが判決に大きな影響を与えることがある。私法上の経済活動において、税負担を法律の範囲内で軽減することは、当然に行われるものであり、何ら違法ではない。法律の範囲内での税負担の軽減は、違法な租税回避（脱税）とは異なる。しかし、課税庁は、それは「（違法な）租税回避」であると主張している。従前より見解が変わったといふべきである。

一方、課税の根拠となる課税要件事実について、その立証責任を納税者が負うとする説（課税要件事件分類説）が民事訴訟においては、通説である。

一方、課税の根拠となる課税要件事実について、その立証責任を納税者が負うとする説（課税要件事件分類説）が民事訴訟においては、通説である。

向

この点、租税回避の目的の有無が争われ、それが判決に大きな影響を与えることがある。私法上の経済活動において、税負担を法律の範囲内で軽減することは、当然に行われるものであり、何ら違法ではない。法律の範囲内での税負担の軽減は、違法な租税回避（脱税）とは異なる。しかし、課税庁は、それは「（違法な）租税回避」であると主張している。そのことが税務訴訟を担当する裁判官の心証に与える影響は小さくはないと思われる（注7）。

この点、租税条約や、我が国及び外国の租税法を精緻に調査し、法律にしたがつた縝密なタックスプランニングのもとで行われた租税回避目的の法律行為について、税負担を回避するという目的があつても当事者の眞の合意により行われた法律行為が否定される法的根拠はないとした裁判所が判断した事案がある（日本ガイダンスト事件・東京地裁平成17年9月30日判決（判例タイムズ1266号185頁）、東京高裁平成19年6月28日判決（判例タイムズ1275号127頁）、最高裁平成20年6月5日上告受理申立の不受理決定、納税者勝訴で確定）。

日本ガイドント事件においては、租税回避目的自体は納税者も認めており、その上で、緻密なタックスプランニングを経て契約を締結したことを訴訟において主張立証し、それが、次のとおり、納税者に有利な裁判所の認定に結びついたといふものである。

「一般論として、租税回避という目的が認定された場合には、その選択された手段、態様によっては、違法といつ認定が立証し、それが、次のとおり、納税者に有利な裁判所の認定に結びついたといふものである。

して、税負担を回避するといふ目的それ自体は是認し得ないときもあるうが、税負担を回避するという目的から、本件資金を日本ガイドントに提供する方法として匿名組合を組成するという方法を採用することが許されないとする法的根拠はないといわざるを得ないことは、原判決が判示するところである。」

つまり、税負担の軽減を目的とする行為であつても、その私法上の行為自体が仮装行為ではなく、眞の意思による法律に基づいた行為である以上、その私法上の行為の有効性を否定することは、



かれていた。

ひとつは、行政行為には公定力があることを理由に課税処分が違法であることについては納税者が立証責任を負うとする考え方があり、もうひとつは、前述の民事訴訟における立証責任の考え方では、自己に有利となる主張についてはその主張を行つた側が立証責任を負うという考え方である（注6）。

訴訟においてある主張がなされた場合、その主張を証拠により証明することを立証といい、立証ができない場合（真偽不明の場合も含む）に不利が及ぶ側がその主張についての立証責任を負うというのが原則である。

立証責任がどのようになるかについては、自己に有利な法律効果を定めた条文の要件事実について、その主張を行つた側が立証責任を負うとする説（課税要件事件分類説）が民事訴訟においては、通説である。

一方、課税の根拠となる課税要件事実について、その立証責任を納税者が負うとする説（課税要件事件分類説）が民事訴訟においては、従前より見解が変わったといふべきである。

訴訟においてある主張がなされた場合、その主張を証拠により証明することを立証といい、立証ができない場合（真偽不明の場合も含む）に不利が及ぶ側がその主張についての立証責任を負うといふのが原則である。

立証責任がどのよう

法的根拠がない限りできないといふことである。

裁判所が、納税者の租税回避目的を正面から認めた上で納税者勝訴の判断を行ったことも、前述のとおり、適法な私法上の行為がまことに存在し、それを税法に当てはめるという考え方方に則った結果であり、近年の判例に見られる傾向といえるであろう。

## 3. 判例を踏まえて考える対策

つまり、通常の民商事の訴訟と同様に、税務訴訟においても、例えば、売買契約の有無・その内容は、契約書や納品書などを基にして判断されることになるし、金銭の支払の有無・時期・金額は、振込の明細書などを基にして判断されるのである。また、企業としての意思決定の有無・その内容などは、取締役会議事録ないし株主総会議事録などで判断される。

これはあらゆる訴訟に言えることであるが、裁判においては、書面の証拠が重視される。そのため、普通に考えて存在するはずの書面が存在しないとか、書面の記載が実態と違っているといったような、少し注意をしていれば防げたであろうと思われることが起きてしまつたために訴訟に勝てないこともあります。

そこで、判決の傾向から見る税務事件への対応としては、次のような点をあげることができる。

### (1) 民商法に基づく契約の重要性

納税者の私法行為がまずあつてそれに対して課税が行われるということが重視される傾向があるといふことは、そもそも、課税の対象となる私法行為がきちんと主張立証できなければならないということである。

### (2) 立証責任の理論と実際

税務訴訟において、立証責任がどちらにあるのかを主張立証して、それが勝敗を分けることがあることは、前に述べたとおりである。

ただし、前述のように、税法に

関する立証責任の分配について諸説あり、裁判所も事案ごとに判断している状態である以上、実際の税務訴訟の戦略としては、納税者は、税務訴訟の戦略としては、納税者が立証責任がないと考えられる場合でも、証拠の提出には細心の注意と積極性をもつて、立証活動を行つていかなければならない場合がまだまだ多いと思われる。

### (3) 専門家の活用

税務訴訟における私法の重視は、税務担当者のみで税務案件を扱うことが困難になつてくるといふことも意味する。

私法の領域は、弁護士といった私法の専門家が、会計・税務の領域は、公認会計士・税理士といった専門家が、強みを生かして協同することにより、より効果的な税務への対策が可能となるのではないか。

- 3 最高裁平成元年9月14日判決(判例タイムズ7-18号75頁)。
- 4 金子宏「租税法(第十四版)」(弘文堂)
- 5 金子宏「租税法(第十四版)」(弘文堂)
- 6 金子宏「租税法(第十四版)」(弘文堂)
- 7 最高裁平成17年12月19日判決(外国税額控除事件・判例タイムズ1-199号17-4頁)、同平成18年2月23日判決(同・判例タイムズ1-206号1-72号など)。

1 ただし、高松高裁は、「納税義務者は、当該法律行為が無効であることを法定申告期限を経過した時点で主張することはできない」と解するのが相当である」とし、結論としては誤認無効の主張を認めていない。



**佐藤香織** (さとう・かおり)  
鳥飼総合法律事務所(東京)アソシエイト。弁護士。学習院大学法学部卒業。得意分野は税務訴訟・企業法務全般。